

生食発 1226 第 1 号
4 輸国第 4341 号
令和 4 年 12 月 26 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からインド向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、インド政府は、インドに輸入する水産食品に係る新たな衛生証明書の様式を定め、令和 5 年 1 月 1 日から施行することとしました。このことを踏まえ、別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」について、下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 新たな衛生証明書様式の追加
- 2 1に伴う衛生証明書の発行申請書（別紙様式5－1）の改正
- 3 その他、所要の改正